

藤沢市新規就農者受入基準及び受入手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市、茅ヶ崎市及び寒川町広域連携による新規就農者受入支援及び農地情報の提供に関する協定書第2条の規定に基づき、新規就農（非農家出身の者が自ら農地を借り受けて農業経営を開始することをいう。以下同じ。）をしようとする者（以下「新規就農希望者」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(新規就農に必要となる研修要件等)

第2条 新規就農をすることができる者は、次のいずれかの要件を満たす者でなければならない。

(1) 神奈川県立かながわ農業アカデミー等の道府県農業大学校（以下「農業大学校」という。）にて1年以上修学し、卒業した者

(2) 神奈川県内の次のいずれかに掲げる農業者等から、1年以上かつ年間1,200時間以上就農に向けて必要な技術等を習得できる研修を受けた者
ア 農業経営士（神奈川県農業経営士認定要綱（昭和46年4月1日施行）第6の規定により神奈川県知事の認定を受けた者をいう。）

イ 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。）

ウ 認定研修機関（神奈川県農業人材力強化総合支援事業のうち、就農準備資金及び就農準備支援事業の交付対象者の研修先として、神奈川県の認定を受けた者をいう。）

(3) 神奈川県内の農業法人（認定農業者に限る。）に、3年以上正社員として雇用されていた者

(4) その他市長が就農に向けて必要な技術等を習得していると認めた者

(計画の提出)

第3条 新規就農希望者は、営農計画（第1号様式）または藤沢市青年等就農計画認定事務取扱要領第2条に基づく青年等就農計画（以下これらを「計画」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の営農計画には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 前条第1号に規定する者にあつては農業大学校の卒業または卒業見込みを証明するものの写しを、同条第2号に規定する者にあつては農家等実務研修報告書（第2号様式）を、同条第3号に規定する者にあつては農業法人従事内容報告書（第3号様式）

(2) 履歴書

(3) 個人情報に関する同意書

(4) その他市長が必要と認める書類

(審査会の実施)

第4条 市長は、前条の規定により計画が提出されたときは、審査会を実施するものとする。

(計画の判断基準)

第5条 前条に規定する審査会は、計画が次に掲げる要件に該当するかを判断するものとする。

- (1) 計画が、申請者の技術・経営能力、就農時の農業労働力及び資金計画等を総合的に勘案して実現性が高いと認められること。
- (2) 計画が、就農後における目標の達成に適切な内容であること。
- (3) 所得目標が、就農５年後に２５０万円以上となっていて、効率的かつ安定的な農業経営者となるように、それぞれの地域や実情に応じた農業経営への発展努力が認められること。
- (4) 施設の設置、農産物の運搬に必要な手段の確保、機械の購入その他就農時取るべき措置が、就農後における目標を達成するために適切な内容であること。
- (5) 参入地域のルールを守り、地域の農業者とコミュニケーションがとれること。
- (6) 新たに農業を始めるための農地が見つかること。

(農業委員会への推薦)

第６条 市長は、提出された計画の内容が、第４条に規定する審査会において適正と判断されたときは、当該新規就農希望者が農地の利用権設定を受けるに相応しい旨、農業委員会に推薦するものとする。

２ 前項の規定に基づき推薦を行った新規就農希望者について、提出された計画に虚偽の記載があったことが明らかとなった場合には、市長は、その旨を速やかに農業委員会に通知するものとする。

(その他)

第７条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成２４年１１月１日から施行する。

附 則

１ この要綱は、平成３１年１月１日から施行する。

２ この要綱の施行の際、現に農業者のもとで就農に向けて必要な技術等を習得できる研修を受けている者にあつては、改正後の第２条の規定にかかわらず、当該農業者のもとで、１年以上、かつ、年間１５０日以上（４５歳以上の者にあつては、半年以上、かつ、半年間のうち７５日以上）、当該研修を受けたことをもって、同条第２号の要件を満たす者とみなす。

附 則

１ この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

２ この要綱の改正前より、農業者のもとで就農に向けて必要な技術等を習得できる研修を受けている者にあつては、なお従前の例によるものとする。